

さらに、植物管理業務を実施する際の留意事項及び管理水準として、次のように規定されている。

ア 留意事項

- (ア) 各種栽培地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、清掃、病害虫防除、施肥、刈込み、草刈り、支柱撤去・取替、こも巻き、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び実施するようにします。
 - (イ) 除草剤は原則として使用しないでください。（使用する場合は事前に東京都と協議してください。）。
 - (ウ) 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去をするようにします。
 - (エ) 発生した枝葉は所定の場所に集積し、建設リサイクルガイドラインに従い原則として全てリサイクルを行ってください。
 - (オ) 全ての作業において、危険防止のため作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示するようにします。
- イ 管理水準
- (ア) 芝生地管理
 - ア 刈残しやムラがないよう均一に刈り込み、除草を行う際には芝生を傷めないよう丁寧に抜き取るようにします。
 - イ 必要に応じて刈芝を所定の場所に集積し、適正に処分するようにします。
 - ウ 必要に応じて目土かけやフラスジング、エアレーション、補植等を適切に行うようにします。
 - (イ) 除草清掃
 - ア 雑草を繁殖させることのないよう、定期的に根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃するようにします。
 - (ウ) 草刈り
 - ア 均一に刈払い、ソル性雑草は除去するようにします。
 - イ 必要に応じて刈草を所定の場所に集積し、適正に処分するようにします。
 - (エ) 樹木剪定
 - ア 基本剪定、軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行うようにします。なお、枯損木や枯れ枝には、常に注意を払い、早期に発見し、除去を行ってください。
 - イ 公園樹木の剪定は、通常、自由形仕立てとし、原則としてぶつ切りは行わないようにします。

- ウ 花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意してください。
- (オ) 生垣手入れ
 - ア 樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行うようにします。
- (カ) 株物刈込み
 - ア 花芽の分化時期に注意し、密生箇所を刈り透かし、刈地原形を考慮しつつ適切に刈り込むようにします。

(キ) 施肥

施肥を行う際は、樹木特性や施肥の種類（基肥、追肥等）を配慮し、最も効果的な方法で行うようにします。

(ク) 病害虫防除

(ケ) 枯損木撤去

原則として地上部のみを撤去するようにします。

支障樹木は原則的に移植により対処するようにします。

- ウ 生育不良樹等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考え合わせ、真にやむを得ない場合に限り伐採を行うようにします。また、伐採に当たっては来園者等に事前周知を行うようにします。

(コ) 支柱管理

支障になった支柱は撤去するようにします。

(サ) 林床整理

利用者に支障となる枯れ木やつる植物等を除去するようにします。

(シ) 下草刈り

樹木や希少な植物を損傷しないように注意してきれいに刈り取るようにします。

施設管理業務を実施する際の留意事項及び管理水準として、次のように規定されている。

ア 留意事項

- (ア) 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理するようにします。
- (イ) 日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行うようにします。
- (ウ) 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保するようにします。
- (エ) 小規模な補修等においても、来園者等の安全確保に万全を期するようにします。

イ	管理水準
(ア)	園地清掃 拾い清掃や掃き清掃を適宜組み合わせ、園路や側溝、園地をきれいな状態に保つとともに、ごみは分別を行った上、所定箇所へ集積し、散乱を防ぐようにします。
	(以下、中略。)
(ネ)	巡回警備 夜間警備、園内パトロール等公園の必要性に応じて、適切な巡回警備を行います。業務従事者は日赤、消防署等の実施する救急救命訓練を受け、公園管理の知識等を有している者としてします。

主な維持管理業務の具体的な基準に関しては、「主な維持管理業務」（以下「維持管理業務基準」という。）として規定されている。

利用者に対する満足度調査（アンケート）の実施に関しては、基本協定において、「指定管理者は、公園利用者へのサービス向上や公園の利用促進を図るため、管理業務の自己評価（利用者満足度調査によるものを含む。）を適宜行い、公園の管理運営等の改善に努めなければならない。」と規定され（基本協定第10条第5項）、加えて運営指針において、以下のとおり規定されている。

(9)	利用者満足度調査 指定管理者は、公園利用者へのサービス向上や公園の利用促進を図るため、アンケートによる利用者満足度調査を実施します。 イ 指定管理者は、この調査による結果を真摯に受けとめ、公園の管理運営等に反映するよう努めるものとします。
-----	---

指定管理者による事業報告書の提出に関して、以下のとおり規定されている。

指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、速やかに東京都に提出するものとします。年度終了後に提出される事業報告書の一部又は全部及び施設の管理運営に関する収支の状況については、都において公表します。
なお、公表用に、事業報告書の内容を表す資料を別途作成することも可能とします。

- 1 随時報告
- (1) 指定管理者自主事業実施状況

(2) 事故及び陳情・苦情等の報告

(3) その他東京都が指示する事項
- 2 月例報告
- (1) 施設ごとの利用状況

(2) 利用料、占用料の徴収状況

(3) 各種調査の実施状況

(4) その他東京都が指示する事項
- 3 年度終了後
- (1) 管理運営業務の実施状況報告書

(2) 管理経費の支出

(3) 決算報告

(4) その他東京都が指示する事項

本監査では、都民が海上公園を利用する観点から、以上の条例や指定管理者が準拠すべき運営指針等に基づいて、海上公園の管理が適切になされているかどうかについて検討した。

監査人が、海上公園の現況を把握するため、自主的に現地視察を実施した海上公園は、「第1 包括外部監査の概要」「8 外部監査の方法」に記載したとおりである。なお、自主的な現地視察は監査人が任意に実施したもので、対象は無作為に抽出している。

以下の分析では、都と指定管理者の役割分担に示されている管理種別及び海上公園に関する主な事務事業の実施内容等について考察する。

〔分析 指摘3－6に関するもの〕海上公園における植物管理について
海上公園は、水や緑、港の景観等に頼りむ場所として都民の利用に供することが目的であるとされ、指定管理者には、都民の福祉と緑豊かな都市づくりに

寄与するため、海上公園の適正な管理を行って、都民の信頼に応えられるよう管理していくことが求められている。
今般の監査では、海上公園の植物管理の状況を把握するため、監査人が複数の海上公園への現地視察を実施した。

（コンテナふ頭公園）

コンテナふ頭公園は、近隣の港湾関係者やふ頭関係者、また、トレーラーのドライバー等を主な対象とした休憩の場、憩いの場であり、公園内に遊具やトイレ、自動販売機、駐車場等は設置されておらず、草の広場のみがある。

この公園では、公園全体が雑草に覆われており、公園自体を利用することができない程度に草木が伸びている状態であった。伸びた草木のため、公園案内板を容易に確認することができず、エントランスがどこにあるのかわからない程度であった。



コンテナふ頭公園の様子（監査人撮影）
（公園全体が雑草に覆われている。）

夏季は雑草が伸びやすくなる時期でもあり、日々の植栽地の管理が重要である。

この点、運営指針において、「各植栽地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、清掃、病害虫防除、施肥、刈込み、草刈り、支柱撤去・取替、こも巻き、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び実施するようにします。」と規定され、また、除草清掃に関しては、「雑草を繁殖させることのないよう、定期的に根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃するようにします。」と規定されている。

さらに、維持管理業務基準においてはより具体的に、植物管理の植込地管理として低木刈込みは年半数以上、草刈りは年3回以上、樹木剪定は南部地区13公園全体で年950本以上と規定されている。

（東海緑道公園、東海ふ頭公園、京浜島ふ頭公園、京浜島緑道公園、城南島ふ頭公園及び城南島緑道公園）

東海緑道公園、東海ふ頭公園、京浜島ふ頭公園、京浜島緑道公園、城南島ふ頭公園及び城南島緑道公園においては、公園自体が利用できない程度ではないが、エントランス付近が雑草に覆われているため、通行が困難である状態、園内のベンチ付近に雑草等が繁殖しており利用が困難である状態、園内を歩行することが困難な程度に雑草が伸びている状態にある箇所が散見された。

まず、東海緑道公園は、昭和50年12月1日に開園し、首都高湾岸線沿いに横長に作られた散歩道のような公園で、自然観察を楽しむながら、のんびりと散策ができる緑道公園である。

緑道公園は、自然環境の回復や緩衝緑地帯等としての役割を有するため、緑に親しむ場所ではあるが、雑草等がエントランス付近に集中して生えている状況で、次の写真のとおり通行することが困難な状態であった。



東海緑道公園の様子（監査人撮影）
（エントランスが雑草に覆われ、通行が困難。）

また、東海ふ頭公園は、平成6年11月1日に開園し、砂を固めて作った広場が特徴とされ、釣りやバーベキューをすることができ、対岸には京浜島を望む京浜運河に面した傾斜護岸となっていることから、水に親しむことができるという特徴を有するふ頭公園である。

アプトピアには最適な公園であると感じられた反面、雑草等がベンチ付近に集中して生えている場所が見受けられ、このような場所においては、ベンチを利用することが困難な状態であった。



東海ふ頭公園の様子（監査人撮影）
（ベンチ付近が雑草に覆われており、本来の目的での使用が困難。）

次に、京浜島緑道公園は、昭和 57 年 5 月 15 日に開園し、京浜島つばさ公園に隣接しており、緑道の両脇には木々や草花が植えられ、運河の水面を眺めながらのんびりと散策ができるといった特徴を有する緑道公園である。

緑道公園という自然環境の回復や緩衝緑地帯等としての役割を有するため、緑に親しむ場所であるが、園内に設置されているベンチ付近に雑草等が集中して生えている状況が見受けられ、ベンチを利用することが困難な状態であった。また、日常の散歩やジョギング等の利用機能も備えているものと考えられるが、歩行が困難な程度に雑草が伸びている箇所が見受けられた。



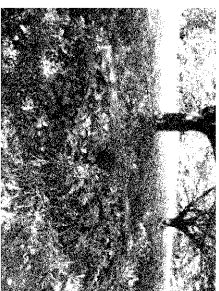
京浜島緑道公園の様子（監査人撮影）
（ベンチ付近が雑草に覆われており、本来の目的での使用が困難。）



京浜島緑道公園の様子（監査人撮影）
（歩行が困難な場所が見受けられる。）

次に、京浜島ふ頭公園は、昭和 55 年 4 月 1 日に開園し、京浜大橋を渡ってすぐに芝生が広がっていることを特徴としたふ頭公園である。

この公園では、子連れで園内を散策している人や散歩している高齢者を散見した。一方で、雑草等がベンチや園内通路に集中して生えている箇所が見受けられ、ベンチを利用することや園内通路の歩行が困難な状態であった。



京浜島ふ頭公園の様子（監査人撮影）
（ベンチ付近が雑草に覆われており、本来の目的での使用が困難。）

次に、城南島ふ頭公園は、平成 4 年 11 月 1 日に開園し、スロット用のだんご等遊具等の施設が設置されており、芝生の上で軽い運動ができるといった特徴を有するふ頭公園である。

この公園はふ頭公園であり、近隣の港湾関係者や公園周辺の工場に勤務する人のほか、子連れで園内を散策している人や散歩している高齢者も散見した。一方で、雑草等が芝生やベンチ、園内に集中して生えている箇所が見受けられ、ベンチを利用することや園内広場を歩行することが困難な状態が見受けられた。



城南島ふ頭公園の様子（監査人撮影）
（園内が雑草に覆われている。）

最後に、城南島緑道公園は、昭和 56 年 4 月 1 日に開園し、城南島海浜公園へと続く緑道公園で、緩衝緑地の役割を有するといった特徴のある緑道公園である。

緑道公園という自然環境の回復や緩衝緑地帯等としての役割を有するため、緑に親しむ場所であるが、園内の通路が、広く雑草等に覆われている状況が見受けられ、日常の散歩やジョギングをすることが困難な程度に雑草が伸びている箇所が散見された。



城南島緑道公園の様子（監査人撮影）
（通路が雑草に覆われている。）

（指摘３－６）海上公園におけるより徹底した植物管理について

コンテナふ頭公園において、公園全体が雑草に覆われており、公園自体を利用することができない状態が認められた。また、他の複数の海上公園において、エントランス付近が雑草に覆われているため、通行が困難である状態、園内のベンチ付近に雑草等が繁殖しており利用が困難である状態、日常の散歩やジョギング等で園内を歩行することが困難な程度に雑草が伸びている状態が散見された。

ふ頭公園や緑道公園は、近隣の港湾関係者や公園周辺の工場に勤務する人だけではなく、子連れで園内を散歩する人や散歩する高齢者の利用も見受けられ、さらに、自然環境の回復や緩衝緑地帯等としての役割を有しているが、園内が広く雑草に覆われているため、都民が安心して公園を利用することが困難な状態にあると考えられる。

このような状態では、海上公園を安心して利用できる状態になく、公園の適正な管理が行われていると言えず、不当な事案である。

広く雑草に覆われているため、都民が公園を利用することが困難であるのみならず、通路や階段など、園内に雑草等が生い茂ることにより、利用者の転倒等による事故が発生するおそれがある。また、雑草等が生い茂ることにより害虫が発生したり、ゴミが投げ捨てられたりして、不衛生な状態となり得る。さらに、雑草等が生い茂り影となることから、防犯上も好ましい状態にはない。

植物管理は指定管理者の業務分担で、維持管理基準によれば草刈り等は年３回以上と規定され、指定管理者の創意工夫により策定された年間作業実施計画に基づいて実施されている。

夏季の雑草が伸びやすい時期の草刈り等の頻度が不足したため、このような状態になっていると考えられるが、都は、草刈り時期を夏季に集中させてしまうと、冬前の草刈りが行えず、放火による火災が懸念されるため、ある程度期間を空けて実施せざるを得ないという。

衛生面、防犯上のため、また、不慮の事故を未然に防ぐためにも、このような状態が常態化しないよう、適切な植物管理を一層徹底することにより、都民が安心して利用することができるよう状態に改善されたい。

〔分析 意見３－１２に関するもの〕海上公園における園地管理について

海上公園の園地管理の状況を視察したところ、複数の公園において不法投棄と思われる物品や飲食後のごみが確認された。また、プラスチック製のボックスを改良した動物の飼育小屋のようなものが置かれた公園もあった。

複数の公園で確認された不法投棄物の存在は、園内環境を悪化させ、公園管理者として適切な対応が求められる事案である。

視察で確認した不法投棄と思われる案件は、以下のとおりである。

（コンテナふ頭公園）

コンテナふ頭公園では、飲食後のごみやペットケージ等が放置されている状態が見受けられた。不法投棄されているように思われる。



コンテナふ頭公園の様子（監査人撮影）
（ペットケージが放置されていた。）

コンテナふ頭公園は、近隣の港湾関係者やふ頭関係者、また、トレーラーのドライバー等を主な対象とした休憩の場、憩いの場であるが、公園全体が雑草に覆われており、公園自体を利用することができない程度に雑草等が伸びている状態の中に、不法投棄物が認められた。

（大井ふ頭緑道公園）

大井ふ頭緑道公園では、ベンチ上に自動車のバッテリーが放置されていた。不法投棄されているように思われる。道路から程近くに所在するベンチであることから、自動車の運転手が置いていったものとも考えられる。



大井ふ頭緑道公園の様子（監査人撮影）
（パントリーが放置されていた。）

（東海ふ頭公園）

東海ふ頭公園には、有料駐車場が設置されており、駐車スペース端の部分に白い板状の物品が認められた。不法投棄されているように思われる。物品の内容等は不明であるが、駐車した者が置いていったものであると考えられる。



東海ふ頭公園の様子（監査人撮影）
（白い板状の物が放置されていた。）

運営指針では、ごみの投棄は禁止される行為であるとし、指定管理者が指導等を行うものとされている。また、留意事項として、「安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理するようにします。」と規定され、園地清掃の管理水準として、「拾い\清掃や掃き\清掃を適宜組み合わせ、園路や側溝、園地をきれいな状態に保つとともに、ごみは分別を行った上、所定箇所へ集積し、散乱を防ぐようにします。」と規定されている。

（意見 3－12）海上公園における園地管理について

複数の海上公園において、飲食後のごみやペットケージ、自動車のパントリー、白い板状の物品等が放置されている状態が認められた。不法投棄されているように思われる。

都は、指定管理者は日次で巡回点検を実施し、また、隔日でごみ拾いを行う

ことにより、投棄物を適時に除去しているというが、監査人が現地視察した現況として、撤去される前の投棄物が残置されていた。

このような状態は、海上公園の目的である、水や港の景観に親しむ場所として都民が安心して利用することができている状態になく、また、都と指定管理者間の基本協定にある、公園の適正な管理を行い都民の信頼に応えなければならぬこと、質の高いサービスの提供を図るとともに、多様なニーズに対応した公園の管理に努めなければならないことが行われているとは言えず、不当な事案であると考ええる。

投棄物の存在は、園内の通行の妨げになるおそれがあり、また、園内の衛生面が害され、環境の悪化につながる。さらに、投棄物が次の更なる不法投棄を呼び込み、園内環境を一層悪化させるおそれがある。

コンテナふ頭公園の事案は、その周辺は雑草等が伸びている状態にあり、その物陰となっている箇所に投棄されているように考えられる。不法投棄された物件を適時に除去することも必要であるが、他方で、そもそも不法投棄されにくい環境や雰囲気は園内にあることも重要であると考えられる。

本事案のように、雑草が伸び切っている状態で物陰ができているようであれば、容易に物を投棄して雑草に紛れ込ませることができるとであろうし、不法投棄を抑制する心理にはなり難い。植物管理が不十分な公園では、ごみ等が投棄されやすい状況であると思料する。

このような不法投棄の予防的な措置として、適切な植物管理の一層の徹底に努め、良好な公園環境を常態として整えておくことが、不法投棄を防止する一策かと考える。また、不法投棄が犯罪である旨等の看板を設置すること等により、投棄意思をけん制することができると考えられる。

今般の監査で発見された不法投棄物は、指定管理者による日々の回収の前にたまたま発見されたとも考えられるが、今後も投棄された物が別の投棄物と呼ばび込むことがないよう、適時に除去される必要があることに加え、不法投棄が繰り返されないようにするために、看板や掲示等により、積極的に不法投棄が犯罪であることを警告し、投棄意思をけん制することで、不法投棄の発生を抑制できる具体的な対策を検討されたい。

〔分析 指摘 3－7 に関するもの〕海上公園における補修修繕管理について

海上公園の補修修繕管理の状況について、大井ふ頭中央海浜公園及び京浜島緑道公園において、木製テラスやベンチが損壊している状態が認められた。また、みなとが丘ふ頭公園では、公園案内板が破損していた。

大井ふ頭中央海浜公園は、昭和 53 年 4 月 1 日に開園し、スポーツの森やな

ぎさの森、大井ふ頭一競技場（生活文化スポーツ局所管）、大田スタジアム（大田区所管）があり、陸上競技場や野球場、テニスコート、スポーツセンター、ドックラン、広場等の施設が整備された海浜公園である。また、駐車場（第一駐車場（190 台分）、第二駐車場（100 台分））が設置されている。

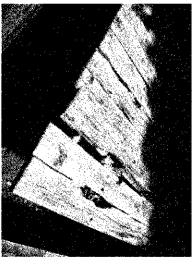
大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森は、第三種公認陸上競技場、野球場 6 面、テニスコート等を有する都内有数規模のスポーツ公園であり、都心からのアクセスもよく、花見ができるさくら広場や犬を遊ばせることができる「しおさいドックラン」等が整備されている。

大井ふ頭中央海浜公園なぎさの森は、スポーツの森の向かいに位置し、京浜運河に沿って水辺に親しめる公園で、バーベキュー設備が整ったエリアや釣りができる場所があり、また、森と干潟があるため、多くの野鳥がやってくることから、野鳥観察小屋や観察壁を有し、野鳥観察には最適な公園である。また、公園の一角には「自然観察路」という散策路があり、多くの木々に囲われた未舗装の道が続き、自然を満喫することができる。所々に「休み石」が置かれており、疲れた足を休息させることができるようになっている。

また、みなとが丘ふ頭公園は、昭和 52 年 1 月 20 日に開園し、港の背後の小高い丘を中心とした公園で、木々に囲まれ散策やピクニックができるといった特徴を有するふ頭公園である。この公園では、子連れで園内を散策している人や散歩している高齢者が散見された。

（大井ふ頭中央海浜公園）

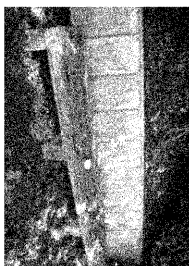
大井ふ頭中央海浜公園なぎさの森を視察したところ、みどりが浜付近に設置されている木製テーグルとベンチが損壊している状態が認められた。



大井ふ頭中央海浜公園の様子（監査人撮影）（木製ベンチが破損しており、安全に使用できない。）

（京浜島緑道公園）

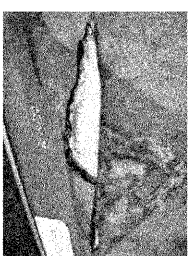
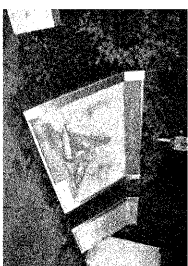
京浜島緑道公園では、園内に設置されているベンチ付近に雑草等が集中して生えている状況であったことに加え、木製ベンチ自体が損壊しているため、ベンチを利用することが困難な状態であった。



京浜島緑道公園の様子（監査人撮影）（木製ベンチが破損しており、安全に使用できない。）

（みなとが丘ふ頭公園）

みなとが丘ふ頭公園では、公園案内板が損壊している状態が認められた。都によると、指定管理者は日次で巡回点検を実施し、補修・修繕の必要のある施設等がないかどうかの点検を実施しているとのことである。



みなとが丘ふ頭公園の様子（監査人撮影）（公園案内板が破損している。）

運営方針において、「施設維持管理は、公園を構成する様々な施設を本来の機能、美観、安全を有するよう、適正に維持する業務で、保守点検、補修・修繕を含むもの」であり、「室内電球、公園灯や運動施設の照明灯等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換や、利用者が快適に過ごすことができるようベンチの座板の取替えなどを行います。」とされ、さらに、施設修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を原状に復旧する行為）を行うものと規定されている。

（指摘 3－7）損壊している木製テーグル等の適時な補修修繕について

大井ふ頭中央海浜公園及び京浜島緑道公園において、木製テーグルやベンチが損壊している状態が、また、みなとが丘ふ頭公園では、公園案内板が損壊している状態が認められた。

都は、指定管理者は日次で巡回点検を実施し、補修・修繕の必要のある施設等がないかどうかの保守点検を実施しているというが、監査人が複数の海上公園を訪問した日には、損壊した状態のものが散見された。

このような状態は、海上公園の目的である、水や港の景観に親しむ場所として都民が安心して利用することができている状態になく、また、都と指定管理者間の基本協定にある、公園の適正な管理を行い都民の信頼に応えなければならないこと、質の高いサービスの提供を図るとともに、多様なニーズに対応した公園の管理に努めなければならないことが行われているとは言えず、不当な事案である。

木製のテーブルやベンチ等の状態が、どの程度の損壊をもって補修修繕を実施すべきかという判断を伴うことになるが、少なくとも、それを使用することによって公園利用者が手を挟んだり、トゲが刺さる等の怪我をするおそれがある程度で放置されていることは、好ましいものではない。また、公園案内板は、来園者がその公園の概要を知るために、最初に確認をする所であり、案内板が損壊している状態では、伝達すべき公園情報の内容を把握できないだけでなく、公園の美観が損なわれることにもなり、都民の公園に対するイメージダウンにもつながるおそれがある。

公園に設置されている施設設備に関しては、適時に補修修繕がなされ、公園利用者が安心して公園を利用できるように状態を維持することが重要である。少なくとも、怪我をするおそれがある程度に損壊している木製テーブルやベンチ等は、可及的速やかに補修・修繕を実施する必要がある、適時に補修修繕を実施されたい。また、来園者が公園情報を把握できない程度に損壊している公園案内板については、伝達すべき公園情報の内容が適切かつ正確に伝達できるように、案内板としての機能が果たされるよう、適時に補修修繕を実施されたい。

〔分析 指摘３－８、意見３－１３に関するもの〕コンテナふ頭公園における占用許可物件の管理について

海上公園では、知事の許可を受けて、海上公園施設以外の工作物、物件又は施設を設置して占用することができる（条例第 19 条）。コンテナふ頭公園に所在していた小屋の場合、「門衛警備のための警備員小屋の設置及び電源供給のための電柱設置のため」との目的で占用されていた。

今般の監査において、この警備員小屋を確認したところ、小屋の中には、ガソリン缶やカセットボンベ等の危険物を含む多くの物品が保管されており、窓から直射日光が当たる状況では、火災等の重大な事故につながるおそれがある

と感じられた。

都によると、占用者は一時的にガソリン缶等を置いていたとのことであるが、公園を管理する指定管理者による巡回点検は、このような状況を問題として発見し認識する機能が十分でないように思われる。



コンテナふ頭公園の警備員小屋（占用許可物件）の様子（監査人撮影）
（全景と窓越しに見た中の様子。中にガソリン缶等が置かれている。）

（指摘３－８）コンテナふ頭公園における占用許可物件の管理について

監査人が、コンテナふ頭公園を現地視察したところ、当公園内に所在している小屋の中に、ガソリン缶やカセットボンベ等の危険物を含む多くの物品が保管されている状態が見受けられ、窓から直射日光が当たる状況では、火災等の重大な事故につながるおそれがあると感じられた。

当該小屋について許可された占用目的は、「門衛警備のための警備員小屋の設置及び電源供給のための電柱設置のため」となっている。この点、都によると、あくまで一時的な保管であり目的外使用に当たらないとしているが、一時的にせよ、ガソリン缶等の危険物を直射日光が当たる場所に置くなど、安全な状態で保管していなかったことは問題である。このような状態は、海上公園を安心して利用することができている状態ではなく、公園の適正な管理が行われているとは言えず、不当な事案であると考える。

都は、占用者に対し、危険物の保管等安全管理についての指導を徹底されたい。

（意見３－１３）指定管理者による巡回点検の実効性の確保について

指定管理者は、それぞれの海上公園を定期的に巡回点検することが業務となっている。点検の結果、管理上不適切な状況を認識したときは、指定管理者において必要な措置を講じるとともに、必要に応じて都と協議、若しくは都へ報

告することとされている。占用許可を受けた小屋の管理責任は占用者にあるが、公園自体の管理は都及び指定管理者において行われるべきであり、巡回時に外から目視できる状況で、危険物の保管状態に問題があることに気が付かなかった事実は問題である。

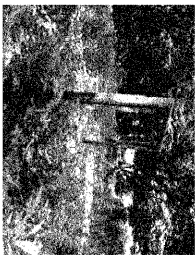
指定管理者による日常的な巡回点検の仕組みがあるにもかかわらず、その過程で海上公園内の占用物件の安全管理に問題があったことに気が付かなかつたことは、巡回点検の方法、観点等に不足があるように考えられる。また、海上公園の植物管理や園地管理の状況、補修修繕の必要性等の個別の問題や課題が複数認められたことは、指定管理者による巡回点検において問題点や課題の発見が適切に行われているのか、その機能が十分ではないように思われる。

指定管理者による巡回点検がより実効性のあるものになるよう、定期的な巡回点検の内容を、より一層充実されたい。

〔分析 意見３－１４に関するもの〕東海緑道公園における使用していない案内板について

海上公園は、水や緑、港の景観等に親しむ場所として都民の利用に供することが目的であるとされ、指定管理者には、都民の福祉と緑豊かな都市づくりに寄与するため、海上公園の適正な管理を行って都民の信頼に応えられるよう管理していくことが求められている。

東海緑道公園において、使用していないと見受けられる情報案内板が置かれている状況が認められた。もともと、園内で何らかの情報案内を目的として設置されたと考えられるが、表示部分が外れているため記載内容を判読することができず、無意味な状態で放置されているように見受けられる。



東海緑道公園の様子（監査人撮影）
（使用されていない案内板が置かれている。）

運営指針において、「施設維持管理は、公園を構成する様々な施設を本来の機能、美観、安全を有するよう、適正に維持する業務で、保守点検、補修・修繕を含むもの」であり、「安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施

設を適切に管理するようにします。日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行うようにします。」と規定されている。

（意見３－１４）東海緑道公園における使用していない案内板について

東海緑道公園において、使用していないと見受けられる情報案内板が置かれている状況が認められた。もともと、園内で何らかの情報案内を目的として設置されたと考えられるが、表示部分が外れているため記載内容を判読することができず、無意味な状態で放置されているように見受けられる。

この公園は、エントランス付近が雑草に覆われているため通行が困難であり、園内を歩行することが困難な程度に雑草が伸びている状態にある箇所が散見されたことに加え、エントランスに表示板が外れた情報案内板が置かれていた。園内が多くくの雑草で覆われているため、足元等の視界が悪い状況にあり、その中で表示部分が外れた金属製の案内板が置かれていることは、公園利用者の通行の妨げになるだけでなく、衝突や転倒等をして怪我をするおそれがあり、都民が安心して利用することができない状態ではない。

利用者に伝達すべき事項があるのであれば、その伝達事項が適切かつ正確に伝達されるよう、早急に案内板を整備されたい。

〔分析 意見３－１５に関するもの〕海上公園内での地域猫に関する状況について

視察した海上公園のうち、園内の複数の箇所で「ねこの水」と書かれた灰色のバケツが散見された公園があった。このため、都に確認したところ、ボランティアが、地域猫の保護活動の一環として、水やりや餌やりを実施していることであった。

都によると、この場所は、以前、捨て猫が多かったことから、指定管理者が捨て猫禁止の看板を掲出するとともに、ボランティアの人々が地域猫の活動として、水やりや餌やりのほか、避妊・去勢等も行っていたとのことである。

公園利用者から水やりや餌やりについての苦情等が生じていないかを都に確認したところ、そうした声は上がっていないとのことである。また、指定管理者の毎日の園内巡回においても、水や餌が散らかる等といった園内の衛生環境が損なわれるような事例は確認されていないとのことである。

（意見３－１５）海上公園内での地域猫に対する対応について

海上公園内での地域猫に対しては、ボランティアの人々が適切に対応してお

り、また、指定管理者も捨て猫禁止の看板を掲出するなど、現状の対応に問題は認められない。ただし、地域猫がいる以上、今後も糞尿や発情期の鳴き声等のトラブルが生じ得る懸念はあり、また、バケツについても指定管理者は存在を把握しており、特に不法投棄とは認識していないようであるが、これが園内環境を悪化させない程度のもので維持されるかなど、今後も、園内の環境が維持されるよう、地域猫の状況について注視されたい。

〔分析〕路上生活者について

視察した海上公園の中に、路上生活者及びその私的な物品が見受けられた公園があった。この点、都は既に事実を把握しており、近年は、10名以下で推移しているとのことであるが、路上生活者に個別的な声掛けをする等の対策を行っている。

路上生活者の支援に関しては、多方面での取組や広域的な連携・調整が必要であり、行政・民間等の関係者が連携・協力して積極的な対策を推進していくことが重要となる。

海上公園の施設管理者である港湾局は、引き続き、指定管理者を活用するなどして、公園における路上生活者の状況を把握し、関連部署への報告に努めることが重要である。

〔分析 意見3－16に関するもの〕海上公園における喫煙・禁煙について

監査人が青海南ふ頭公園を視察したところ、公園内に灰皿が設置され、その周辺に複数の喫煙者を見受けた。他方で、灰皿からほど遠くない噴水付近を親子連れが散歩しており、子供たちが水辺周りで遊んでいる状況を認めた。この公園では、開園当初から当該灰皿が設置され、現在に至っているとのことである。



青海南ふ頭公園の様子（監査人撮影）
（噴水付近に灰皿が設置されている。）

青海南ふ頭公園は、平成9年4月1日に開園し、陸側は日本庭園風となっており、航路沿いの海側はコンテナベースとすべ降り合わせになっているといった、陸側海側で異なっていることを特徴とするふ頭公園である。陸側は、木製の回廊や自然石を配した流れや池がある庭園の落ち着きがあり、壁泉やバザーもあって、池にはカモやコイが放されている。また海側では、隣接する青海コンテナふ頭や対岸の大井コンテナふ頭の壮大な港湾の姿や、大型客船や伊豆・小笠原諸島を往來する貨客船など、多くの船舶の航行を見ることができ、空気が澄んだ日には、東京湾アクアラインの風の塔や房総半島を望むことができる。

港湾関係者やふ頭関係者に加え、多くの家族連れやカップル、子供から高齢者までが来訪する公園であるため、園内での喫煙・禁煙に関する運用は、重要なテーマであると考えられる。

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は、推定約1万5千人と言われており、受動喫煙により、肺がん等の疾患のリスクが高まることが明らかとなっている。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、健康増進法により、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、一定の場所を除き喫煙が禁止されている。また、東京都受動喫煙防止条例では、特に健康影響を受けやすい20歳未満の子供や受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めている。

海上公園の喫煙・分煙等の取扱いに関して、都は、東京都受動喫煙防止条例等を踏まえ、屋内施設は原則として禁煙としている。一方、屋外は受動喫煙防止の観点から、また、公園の特性、利用状況、所在区の方針、周辺住民の要望などを踏まえ、公園ごとに禁煙、分煙等の対応を行っている。

例えば、令和4年8月に一部が開園した有明親水海浜公園では、令和4年1月に改正された江東区立都市公園条例や周辺住民の要望等を踏まえて禁煙としている。他方、シンボルプロムナード公園では、周辺に集客施設等があることなどを踏まえ、障壁等を設けた喫煙コーナーを設置し、分煙（受動喫煙の防止）とするなど、公園の特性に合わせ、喫煙場所の配置の調整・集約、また、喫煙場所のサインの改善などを実施し、受動喫煙防止の取組を行っている。

（意見3－16）海上公園における喫煙・禁煙について

監査人が青海南ふ頭公園を視察したところ、公園内に灰皿が設置され、その周辺に複数の喫煙者を見受けた。他方で、灰皿からほど遠くない噴水付近を親